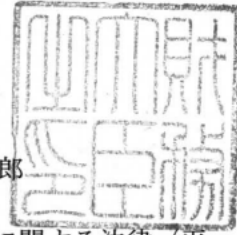


# 行政文書開示決定通知書



様

財務大臣 麻生 太郎

令和2年3月16日付の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

## 記

- 1 開示する行政文書の名称
- 平成28年3月25日付内閣官房行政改革事務局事務連絡
  - 平成15年9月1日付内閣法制局長官総務室第一課長事務連絡

- 2 不開示とした部分とその理由  
別紙1のとおり

\* この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、財務大臣に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は名古屋地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 3 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等 \*同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

＜実施の方法＞ 写し又は複写したもの

なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び(2)に記載された日時のうち都合のよい日を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第1の下欄に定める額）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料（基本額－開示請求手数料（令第13条第1項第2号に規定する開示請求手数料相当額）（令第13条第1項第2号若しくは同号に規定する、行政機関の長が負担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額））
別紙のとおり				

(注) 納付する開示実施手数料は、基本額(複数の開示の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)から開示請求手数料相当額を控除した金額となります(当該基本額が開示請求手数料相当額以下の場合は無料となります。)

- (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日：令和2年4月22日から令和2年5月21日まで

(行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。)

時：9:30から17:00まで（12:00から13:00を除く。）

場所：財務省情報公開窓口 東京都千代田区霞が関3-1-1

- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

送付に要する費用（見込額）：別紙のとおり

- 4 担当課等

大臣官房文書課審査係 Tel: 03 (3581) 4111 (内6563)

大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室 Tel: 03 (3581) 4111 (内5623)

## ○不開示とした部分とその理由

(別紙1)

行政文書名	不開示とした部分	根拠条文	不開示とした理由
平成28年3月25日付内閣官房 行政改革事務局事務連絡	職員のメールアドレス	第5条第6号柱 書	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡 や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ があるため。

(別紙2)

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第1の下欄に定める額）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料（基本額－開示請求手数料（令第13条第1項第2号に規定する開示請求手数料相当額））
・平成28年3月25日付内閣官房行政改革事務局事務連絡 ・平成15年9月1日付内閣法制局長官総務室第一課長事務連絡  A4版文書121枚 内 両面 5枚 片面 111枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	200円	無料
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	1,210円	910円
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R 1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	1,310円	1,010円
	④スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	DVD-R 1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	1,330円	1,030円

（注） CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課までご連絡ください。

#### 送付に要する費用の額

- ①用紙に出力したものの送付を希望する場合  
 郵送料（見込額）：通常郵便物（定型外） 事前にお問い合わせください
- ②CD-Rに複写したものの送付を希望する場合  
 郵送料（見込額）：通常郵便物（定型外） 100gまで 140円
- ③DVD-Rに複写したものの送付を希望する場合  
 郵送料（見込額）：通常郵便物（定型外） 100gまで 140円

## 行政文書の開示の実施方法等申出書

財務大臣 殿

氏名又は名称  
住所又は居所  
連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

## 記

## 1 行政文書開示決定通知書の番号等

\* 日付 令和2年4月14日  
文書番号 財文第129号

## 2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

行政文書の名称	種類・量	実施の方法
・平成28年3月25日付内閣官房行政改革事務局事務連絡 ・平成15年9月1日付内閣法制局長官総務室第一課長事務連絡	A4版文書121枚 内 両面 5枚 片面 111枚	①閲覧 ②複写機により白黒で複写したものの交付 ③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付 ④スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付
		①全部 ②一部 〔 〕

## 3 開示の実施を希望する日

## 4 「写しの送付」の希望の有無

〔 有 同封する郵便切手若しくは総務大臣が定めるこれに類する証票の額又はオンライン納付する額  
無 〕

開示実施手数料 _____ 円	ここに収入印紙をはってください。	(受付印)
--------------------	------------------	-------

\* 開示実施手数料が無料であり、かつ、開示請求書に記載された開示の実施の方法等に変更がなければ、この申出書を提出する必要はありませんが、開示の実施手続のため、変更がない旨を下記担当課等までご連絡ください。

## \* 担当課等

大臣官房文書課審査係  
大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室TEL: 03 (3581) 4111 (内6563)  
TEL: 03 (3581) 4111 (内5623)

## <説明事項>

### 1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます(ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「4担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用が必要になります。

### 2 開示実施手数料の算定について

#### (1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円、令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額又は同号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額までは無料、これらの金額を超える場合は当該基本額からこれらの金額を差し引いた額となります。

(例：開示請求手数料が300円の場合)

150頁ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1500円 → 手数料は1200円

150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合(残りの30頁は開示を受けない)：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

#### (2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」を提出してください。

#### (3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。

なお、財務省情報公開窓口へ直接来所の上、開示の実施方法等を申し出られる場合には、現金によることもできます。

### 3 不開示部分に係る不服申立て等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、財務大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

### 4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

### 5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。